

新城市農業委員会だより

た はた



第29号

令和3年7月20日発行
新城市農業委員会〒441-1392
新城市字東入船115番地
TEL 23-7632/FAX 23-7047

農地の利用状況調査

「農地パトロール」を実施します

～農地の適正な管理をお願いします～



近年、農業者の高齢化や担い手不足、不在地主の増加などに伴い、耕作放棄地が増加する傾向にあります。農業委員会では、「農地等の利用の最適化」を推進していくために、農地の利用状況を調査する農地パトロールを実施します。

調査の際には農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目的

- ①地域の農地利用の総点検
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導
- ③違反転用発生防止および早期発見・是正対策等

遊休農地（荒廃農地）とは

一年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地、または周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

再生可能な荒廃農地と判断された場合には

所有者等に対して意向調査（今後その農地をどのように管理していくかの把握）が実施されます。意向調査に対して回答をしなかったり、もしくは回答どおりの管理がされていないと、その農地の固定資産税の課税が強化されることがあるので注意が必要です。

新城 あっちこっち

市内あっちこちの、
珍しい話、自慢したい話、
紹介したい話を
農業委員・推進委員が
紹介します！



あの木何の木？気になる木！



現地確認で訪れたある丘の上に、農作業中の一服に格好の木陰を提供してくれそうな見事な桑の木がそびえていた。
この地方では、昭和40年代頃まで、多くの農家で養蚕が営まれ、蚕は「お蚕様」と言われて大切に育てられており、そのお蚕様の大切な餌としてあちこちの畑で桑が栽培されていた。その内の1本がこの丘の上で威風堂々存在感をはなっていたのだ。この木は時代の流れで段々無くなっていく仲間の木をどんな思いで見ているのだろうか。今ではすっかり姿を消した桑畑。お蚕様のことも知らない若者も大勢いることだろうが私の中にはなぜか鮮やかに残っている。しかしその桑の巨木もまもなく伐採され、太陽光発電用のパネルが並ぶことになるようだが、しばらくは私の頭の中から離れることはなさそうだ。

黄柳野ツゲ自生地（昭和19年国の天然記念物に指定）を有する鳳来南部地区の黄柳野は、55世帯人口140人余の過疎化・高齢化の進んだ地域である。



おばあちゃんとお話ができる店 『グリーンマート黄柳野』

『グリーンマート黄柳野』がスタートしたのは、平成2年の夏、旧鳳来町時代当時に直売所として数か所に設置されたようであったが、現在はだいぶ減少してしまった。当時は20名余りの会員がいたが、現在は6名になってしまった。しかし、30年以上も継続できていることは素敵なことである。

直売所では、季節の新鮮な野菜を中心に山菜や干物、梅干し漬、柿、手作りの木製の椅子等の作品が販売されており、市内外からの客が後を絶たない。代表の手塚よし子さんは、「お客さんと話ができうれしいし楽しみ。体が続く限り頑張りたい。」と笑顔で語っていた。



農業から考えるSDGs



昔から、農業者自らが自分の生産物を販売することは苦手だと言われており、一方で農業者自身はみんな口を揃えて自分の生産物が一番美味しいと言う。そんな中でも、6次産業化に憧れ市場価格に左右されない農業経営とは何か考え、品質に問題がなくても市場に出荷できない規格外品を加工し商品化する農業者もいる。これは今話題のSDGs、持続可能社会を実現していくことは農業の6次産業化にも繋がるのではないかと。農業委員会としてもこういった農業者に対してできることはなにかを考えていきたい。

主催：一般社団法人全国農業会議所・全国農業新聞
第27回「農業委員会だより」全国コンクール『全国農業新聞特別賞』を受賞！

令和2年1月16日発行の新城市農業委員会だより「田畑マホルミハル」第26号をコンクールに応募したところ、上位入賞し、河合農業委員長が愛知県農業会議会長より賞状を受け取りました。

受賞を一層の励みとして、これからも農業や農地法にかかる必要な情報の提供活動を進めてまいります。



農地の所有権移転・貸借・転用等を行う場合には、農地法等に係る手続きが必要です。

農地法第3条関係（農地の所有権移転・貸借、相続の届出）

農地を耕作目的で譲渡や売買等を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。許可基準をもとに、譲受人（借人）の農業経営について審査します。

また、農地を相続した場合には相続の届出をしていただく必要があります。

農地法第4条関係（自己所有の農地を転用する場合）

自己所有の農地を農地以外（住宅や資材置場、駐車場等）に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です（市街化区域の場合は届出）。

農地法第5条関係（他者の農地を転用する場合）

他者の農地を買い（または借りて）農地以外に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です（市街化区域の場合は届出）。

※農地により許可基準が異なりますので、転用をお考えの方は一度ご相談ください。

農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法に係る利用権設定

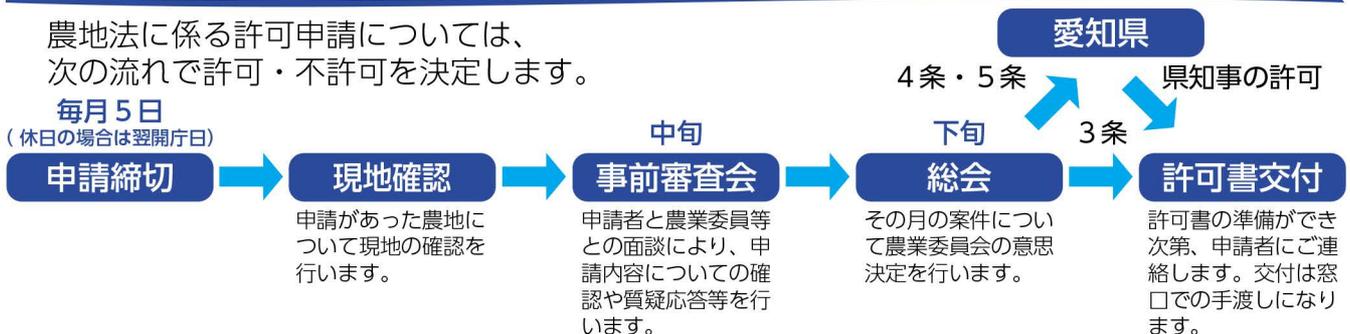
農地を借りたい・貸したい場合には、利用権設定でも契約をすることができます。

有償（物納含む）で貸し借りをする「賃貸借」と、無償で貸し借りをする「使用貸借」の2種類があり、当事者間の意向により定めることができます。契約期間が終了すれば自動的に貸し手に返還されますので、貸す側も安心して貸すことができます。

農業委員会の審査の流れ

農地法に係る許可申請については、次の流れで許可・不許可を決定します。

毎月5日
 （休日の場合は翌開庁日）



各手続きは、鳳来総合支所・作手総合支所の地域課（地域整備係）でも受け付けています。

新城市における農地の賃借料情報をお知らせします

令和2年（1月～12月）の10a当たりの農地の賃借料は以下のとおりです。
賃借料を決定する際に参考にしてください。

地区名	田の部(年額)				地区名	畑の部(年額)			
	平均額	最高額	最低額	データ数		平均額	最高額	最低額	データ数
新城地区	6,900円	14,300円	2,900円	140筆	新城地区	5,500円	9,500円	2,700円	13筆
鳳来地区	4,900円	10,000円	2,900円	39筆	鳳来地区	1,000円	1,000円	1,000円	8筆
作手地区	7,000円	15,100円	2,800円	674筆	作手地区	7,500円	9,000円	6,000円	6筆
市平均	6,900円			853筆	市平均	4,600円			27筆

※データ数は集計に用いた筆数です。昨年契約された利用権設定（農地の賃借契約）1,101件のうち、643件の使用貸借（無償の賃借）によるものは集計の対象としていません。

※この賃借料情報は参考として提供するもので、拘束力はありません。

農地賃借の契約時には、農地の状況等も含め、当事者間でよく話し合って決定してください。

『人・農地プランの実質化』に向けて 地域での話し合いを進めていきます！

Q. 『人・農地プラン』って何？

A. 農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。市内全域で作成されています。

Q. 『人・農地プランの実質化』って何？

A. 人・農地プランをより実行力のあるものにするためアンケートを行い、地図化して地域の課題を洗い出し、将来の地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積・集約していくかを地域の話し合いにより決めていくことです。

※既に実質化された集落もありますが、実質化していない集落において、今後取り組んでいきます。

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金 6つのポイント

- ・積立て方式で安心
- ・加入・脱退も自由
- ・保険料は全額社会保険料控除
- ・保険料はいつでも変更できる
- ・農業の担い手には保険料補助
(※一定の条件があります)
- ・終身年金 80歳まで死亡一時金あり



加入要件〈下記のすべてに該当する方〉

- ◆年齢が60歳未満の方
- ◆国民年金の第1号被保険者
(ただし保険料納付免除者でないこと)
- ◆年間60日以上農業に従事する方

加入のお申し込みは、お近くのJA窓口をお願いします。

詳しくは、

全国農業新聞を購読しませんか

分かりやすい農業・農政の解説、地域の暮らしと話題が満載です。

■発行／全国農業会議所 月4回 毎週金曜日発行

■月額／700円、年8,400円（税込）

購読のお申し込みは新城市農業委員会事務局までご連絡ください。

